

Japan tax alert

EY税理士法人

英国、移転価格文書化に関する新たなコンサルテーションを開始

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/en_gl/tax-alerts

エグゼクティブサマリー

2021年3月23日、英国政府は、証拠の提出を求める協議文書や協議対応文書とともに、「税務政策とコンサルテーション:2021年春(Tax policies and consultations: Spring 2021)」と題した勅令書(コマンドペーパー)を発表しました。2020年7月に発表されたように、これらの多数の文書や発表は、政府の10年間の税務行政戦略を実現するための次のステップを形作ることを目的としています。しかし、それ以外にも、重要な税務問題全般にわたる政策に関連した措置があります。

発表されたコンサルテーションの中には、移転価格文書化に関する新たなコンサルテーションが含まれています。このコンサルテーションでは、大企業に対する移転価格関連の文書保存要件の潜在的な変更と、移転価格税制の影響を受けるすべての企業に対する新たな税務申告義務の導入について意見を求めてています。コンサルテーションは2021年6月1日まで受け付けています。

現在、英国歳入関税庁(HMRC)の移転価格文書化要件は、企業が正確で完全な納税申告を行うために十分な記録を保持するという、比較的一般的な文書保存要件によって管理されています。このコンサルテーションでは、以下に対する潜在的な変更について検討します。

- ▶ 大企業の移転価格関連の文書保存要件
- ▶ 移転価格税制の影響を受けるすべての企業に対する新たな税務申告義務の導入

本コンサルテーション文書では、英国の企業により高い確実性を提供し、HMRCにより質の高いデータを提供して、より効率的で的を絞ったコンプライアンス介入を可能にし、英国の税務執行を他国の同等な税務当局の移転価格文書化要件や経済協力開発機構(OECD)のBEPS行動13最終報告書とより密接に連携させることを目的として、現行の移転価格文書化要件を更新・強化することを検討しています。

なお、さらなる詳細として、2021年4月6日付EY Global Tax Alert [[UK issues new consultation on transfer pricing documentation](#)](英語)もご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎	パートナー	ichiro.suto@jp.ey.com
カール・グレンデル	パートナー	karl.gruendel@jp.ey.com
キース・トマス	アソシエイトパートナー	keith.thomas@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはできません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210415

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp